

4月1日
から

家庭ごみの野外焼却を禁止

皆さんが元気で暮らすため

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、平成十三年四月一日から（例外として、野外焼却が認められるものを除く）野外で焼却することが禁止されました。県では、さらにダイオキシン類の発生を抑えるため、本年四月一日から生活環境保全条例を制定。家庭ごみのほか廃プラスチック類など、庭先や空き地で燃やすことを禁止しました。今月号では、家庭ごみの野外焼却禁止条例に基づいて、その内容をお知らせします。

ごみを野外で燃やしたら

健康が損なわれることに

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（生活環境保全条例、平成十三年岩手県条例第七十一号）が制定され、四月一日から一部を除いて家庭のごみを野外で燃やすことができなくなりました。簡易な焼却炉や野外でごみを焼却したとき、完全燃焼が難しく、ダイオキシン類（人の生命と健康に重大な影響をあたえる恐れがある物質）の発生を抑えることができないからです。

高濃度のダイオキシン類に接触すると口、皮ふ、呼吸や食物を通して人の体内に入ります。ダイオキシン類は、発がん性が確認されているほか、動物実験では口蓋裂の奇形を起こすことや、生殖機能、甲状腺機能や免疫へ影響があることが指摘されています。健康や生活環境の被害を防止するため、家庭用の小型焼却炉を使用することが原則として禁止されました。図1をご覧ください。焼却行為に関

する規則（条例第五十二条関係）で禁止された焼却は、
●家庭用小型焼却炉など
●庭先や空き地で燃やすごみ
●一斗缶やレンガ囲いを使用して焼却するごみなどです。

例外で認められる焼却

松くい虫被害伐木など

焼却行為に関する規則の中で、例外として野外で燃やすことが認められたものがあります。それは次の
★法令に基づく焼却：伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却
★風俗慣習上の行事のための焼却：火祭り、どんと焼きなど
★農林漁業のためのやむを得ない焼却：草、木の葉、枝、もみガラ、わら等の焼却
★学校教育等のための焼却：キャンプファイヤーなど
★落ち葉の焼却その他一過性の軽微な焼却：落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝・空き地の刈り取った草木の焼却です。しかし、県では健康や生活環境への被害を防止するため、できるだけ市町村のごみ収集に出してほしいといっています。

廃油、プラスチック類

野外で焼却できません

法令に基づく焼却など許される野外焼却であっても、廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は一切禁止されます（図2）。タイヤ、ゴムぞうり、ゴム長靴や革靴、プラスチックのバケツなど野外で燃やすことは許されません。